

県内関連技術又は県内活用技術に申請する場合の提出資料について

県内関連技術又は県内活用技術に申請する場合、申請者は各申請区分に該当することが確認できる資料を提出していただく必要があります。下記を参考に、申請書類と併せて提出をしてください。

○県内関連技術の場合

(1) 県内の企業（主たる営業所（本店）が宮崎県内にある企業）であることを明らかにする資料

（例）登記事項証明書、法人税の納税証明書、商号の登記事項証明書、
所得税の納税証明書 等

(2) 技術開発者であることを明らかにする資料

ア 単独開発の場合

（例）単独開発宣誓書 等

イ 共同開発の場合

（例）共同開発契約書、同意書 等

(3) 主たる資材の製造工場が県内にあることを明らかにする資料

製造工場についても、(1) 県内の企業であることを明らかにする資料を参考に資料を提出してください。また、これら資料と併せて製造工場で出荷している旨の資料を提出してください。

（例）出荷証明書 等

※主たる資材とは、新技術たる部分の資材であり、県内コンクリート使用のみや現地発生材の再利用のみでは主たる資材に該当しません。

（例）添加剤を使用することによりコンクリート強度を増す新技術の場合、新技術たる部分は、強度を増す要因となるものである。

（例）舗装の打替で新旧表層間の付着力を強化する新技術の場合、新技術たる部分は、付着力を強化するものである。

(4) 資材の主たる原材料が宮崎県内産であることを明らかにする資料

（例）産地証明書 等

○県内活用技術の場合

新技術説明資料（様式第2号）16. 県内活用技術参考写真に活用後の写真を3箇所程度添付してください。なお、写真の説明として、施工年度、発注者、工事名、使用数量を記載してください。